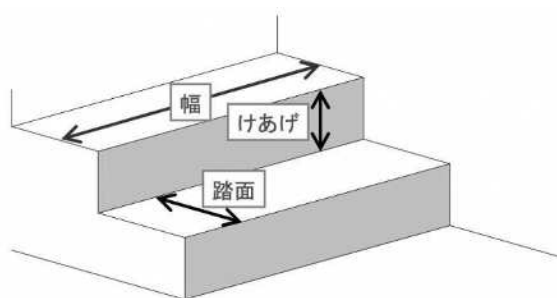


病院における病室・廊下・階段の基準（医療法施行規則）

施設	基準等	区分等	基準
病室 (定員・面積)		一般病床	病室定員：5人以上も可 病床面積：6.4 m ² 以上/人（旧基準：4.3 m ² ）
		療養病床	病室定員：4人以内 病床面積：6.4 m ² 以上/人
病室に面する 廊下（幅員）		一般病床	片側居室：1.8m以上（旧基準：1.2m） 両側居室：2.1m以上（旧基準：1.6m）
		療養病床	片側居室：1.8m以上 両側居室：2.7m以上
階段		直通階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2階以上の階に病室を有するものにあつては、患者の使用する屋内の直通階段を2以上設けること ・ ただし、患者の使用するエレベーターが設置されているもの又は2階以上の各階における病室の床面積の合計が50 m²（主要構造部が耐火構造または不燃材料の場合は100 m²）以下のものについては直通階段を1とすることができる。
		直通階段構造	階段及び踊り場の幅：120cm以上 けあげ：20cm以下 踏面：24cm以上 適当な手すりを設ける
		避難階段	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階に病室を有するものは、避難階段を2以上設ける



国土交通省における階段の基準の合理化に関する検討について 資料

練馬光が丘病院

病床面積（m²/人）

6床：5.95

4床：6.0

2床：6.0

廊下幅：2.4m（一部1.8m）

階段(cm)	中央	東	南
幅	131.5	134.5	141.5
けあげ	19.0	19.3	19.5
踏面	28.0	27.6	31.0